

45	福祉保健局	質の高い医療サービスを支える人材の確保
事業概要	<p>○医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項を協議することを目的に、東京都地域医療対策協議会を設置し、医師の確保及び育成の現状や、課題の整理、制度の改善等について幅広く協議している。これまでの協議結果を踏まえ、病院勤務医師の負担軽減に向けた医療機関での取組を支援する事業を実施するとともに、小児、周産期、へき地、救急医療に従事する医師を養成するため、医師奨学金制度を実施している。</p> <p>○平成22年11月発表の「東京都看護職員需給見通し」（平成23年から平成27年までの見通し）では、平成23年時点で2,623人の看護職員不足となった。医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化等により、看護職員への需要は一層高まっており、都においても安定的な確保に向けた各種施策を推進している。</p>	
これまでの経過	<p>【医師確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都地域医療対策協議会の開催状況 平成19年度6回開催 平成20年度4回開催 平成21年度4回開催 平成22年度3回開催 平成23年度1回開催 平成24年度3回開催 平成25年度1回開催 ○医師確保対策講演会の実施 毎年度1回開催 ○「医師の確保に向けた提言」（平成20年2月：協議会からの提言） ○「東京シニアレジデント育成事業」（平成19年11月～平成26年3月末で終了） ○「東京都医師奨学金貸与条例」制定（平成20年7月） ○「医師勤務環境改善事業」の開始（平成20年9月） ○「東京都地域医療医師奨学金貸与条例」（平成21年3月） 「東京都医師奨学金貸与条例」を改正し、都が指定する大学医学部入学生を対象とした奨学金制度に加え、在学生（都内13大学の医学部5年生及び6年生）を対象とした奨学金制度を創設 ○「東京都地域医療支援ドクター事業」の開始（平成21年4月） ○「東京都地域医療支援センター」の設置（平成25年4月） <p>【看護職員確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新人看護職員研修体制整備事業」及び「看護職員地域確保支援事業」の開始（平成19年4月） ○「看護職員短時間正職員制度導入促進事業」（2か年緊急）の開始（平成21年4月） ○新人看護職員の卒後臨床研修の努力義務化（平成22年4月） ○「看護職員確保に向けた取組支援」の開始（平成23年4月） 	

現在の
進行状況

【医師確保対策】

- 東京都地域医療対策協議会の開催状況
平成25年度 1回開催（3月）
- 地域医療を担う医師養成事業
医師奨学金の貸与（平成25年度新規貸与者：34名）
- 医師勤務環境改善事業
平成25年度申請：17病院

【看護職員確保対策】

- 新人看護職員研修体制整備事業
 - ・新人看護職員研修事業費補助 平成25年度実績：138施設
 - ・新人看護職員研修責任者研修 区部・多摩地域それぞれで実施
- 看護職員地域確保支援事業
離職中看護職の就業促進のため、地域就業支援病院31か所を指定し、復職研修及び再就業相談を実施
- 看護外来相談開設促進事業
看護外来相談開設研修を区部・多摩地域それぞれで実施
- 看護職員確保に向けた取組支援
二次保健医療圏ごとに看護師等就業協力員を配置し、各施設が実施する看護職員確保に向けた取組の支援を実施
- 看護職員就業強化事業
中小病院等の看護職員確保・定着を支援するため、施設の人事担当者を対象とするセミナーや合同就職相談会を開催
- 認定看護師資格取得支援
独力での研修参加が困難な中小病院の看護職員を対象に、認定看護師の資格取得支援を実施

今後の見通し	<p>【医師確保対策】 東京都地域医療対策協議会において、医師等医療従事者の安定的な確保を図るための検討を行っていく。また、平成 25 年度に設置した地域医療支援センターにおいて、当該協議会の方針を踏まえ、医師確保状況の実態把握・分析、医療機関における医師確保支援、キャリア形成支援及び情報発信・相談対応を柱に、東京都の特性に合った総合的な医師確保対策を推進する。</p> <p>【看護職員確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護職員需給見通し策定検討会 新たな需給見通し（平成 28 年から平成 32 年までの見通し）の策定に向けて検討を進めていく。 ○新人看護職員研修体制整備事業 「新人看護職員研修ガイドライン」に準拠した新人看護職員研修体制の整備と研修の実施を支援することにより、看護の質向上及び早期離職防止を図っていく。 ○看護職員地域確保支援事業 復職研修の受講及び再就業実績を検証し、より再就業希望者のニーズに沿った、効果的な復職研修や再就業相談の実施につなげていくことで、再就業の更なる促進を図っていく。 ○看護外来相談開設促進事業 看護力の発揮及び在宅療養の充実により資する看護外来相談の実施を支援していく。 ○看護職員確保に向けた取組支援 看護師等就業協力員が中小病院への巡回訪問を行い、各施設の課題や状況を把握し、課題解決に向けた助言指導を行うことにより、中小病院の看護職員確保を支援していく。 	
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 医療人材課	電話 03-5320-4441